

## 平成31年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月5日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長の施政方針	6
○諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	10
○諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	10
○議案第 1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	11
○議案第 2号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	12
○議案第 3号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について	13
○議案第 4号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	14
○議案第 5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	15
○議案第 6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ いて	15
○議案第 7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につ いて	15
○議案第 8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	15
○議案第 9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	15
○議案第10号 平成31年度板倉町一般会計予算について	17
○議案第11号 平成31年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	17
○議案第12号 平成31年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	17
○議案第13号 平成31年度板倉町介護保険特別会計予算について	17

○議案第14号 平成31年度板倉町下水道事業特別会計予算について	17
○散会の宣告	19
散 会 (午前10時14分)	19

第2日 3月6日(水曜日)

○議事日程	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
○職務のため出席した者の職氏名	22
開 議 (午前9時00分)	23
○開議の宣告	23
○諸般の報告	23
○一般質問	23
荒井英世議員	23
針ヶ谷稔也議員	35
亀井伝吉議員	48
今村好市議員	55
○議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	68
○議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	69
○議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	69
○議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	69
○議案第9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	69
○散会の宣告	71
散 会 (午後2時43分)	71

第10日 3月14日(木曜日)

○議事日程	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	73
○職務のため出席した者の職氏名	74
開 議 (午前9時00分)	75
○開議の宣告	75

○諸般の報告 .....	7 5
○議案第 1 0 号 平成 3 1 年度板倉町一般会計予算について .....	7 5
○議案第 1 1 号 平成 3 1 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について .....	7 5
○議案第 1 2 号 平成 3 1 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について .....	7 5
○議案第 1 3 号 平成 3 1 年度板倉町介護保険特別会計予算について .....	7 5
○議案第 1 4 号 平成 3 1 年度板倉町下水道事業特別会計予算について .....	7 5
○閉会中の継続調査、審査について .....	7 7
○町長挨拶 .....	7 7
○閉会の宣告 .....	8 0
閉    会    (午前 9 時 2 1 分) .....	8 0

板倉町告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成31年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年3月1日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 平成31年3月5日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成31年第1回板倉町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 町長の施政方針  
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 6 議案第 1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第 2号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第 8 議案第 3号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について  
日程第 9 議案第 4号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
日程第10 議案第 5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について  
日程第11 議案第 6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第12 議案第 7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第13 議案第 8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第14 議案第 9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第15 議案第10号 平成31年度板倉町一般会計予算について  
日程第16 議案第11号 平成31年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第17 議案第12号 平成31年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
日程第18 議案第13号 平成31年度板倉町介護保険特別会計予算について  
日程第19 議案第14号 平成31年度板倉町下水道事業特別会計予算について

---

### ○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

### ○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
落合均	総務課長
根岸光男	企画財政課長
峯崎浩	税務課長
山口秀雄	住民環境課長
橋本宏海	福祉課長
小野寺雅明	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長
伊藤良昭	農業委員会 農事事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林桂樹	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
福知光徳	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 ただいまから告示第6号をもって招集されました平成31年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、提出されております。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件の推薦諮問2件、条例の一部改正議案3件、事務組合の規約変更協議議案1件、補正予算議案5件、平成31年度予算議案5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

8番 小森谷 幸 雄 議員

9番 延 山 宗 一 議員

を指名いたします。

---

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆様、おはようございます。新しい庁舎になってから初めての議会ということで、心もすがすがしい気持ちでいっぱいでございます。それでは、ただいまよりご指名のことを報告させていただきます。

本定例会の会期及び日程についてご報告を申し上げます。

本件につきましては、2月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月5日



から14日までの10日間といたします。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針演説の後、諮問第1号及び第2号、議案第1号から議案第4号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、補正予算5議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、審査の上、委員会採決をいたします。次に、新年度予算5議案については、同じく提案理由説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託いたします。

第2日目の6日は、4名の議員が一般質問を行い、予算決算常任委員会に付託した補正予算5議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の7日は、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管の事務調査を行います。

第4日目の8日から、休日を挟み、第8日目の12日まで、予算決算常任委員会を3日間開催し、新年度予算5議案について審査の上、委員会採決をいたします。

第9日目の13日は休会とし、最終日の14日は新年度予算5議案について、予算決算常任委員長による審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思っております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○青木秀夫議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から14日までの10日間と決定いたしました。

---

### ○町長の施政方針

○青木秀夫議長 日程第3、町長より平成31年度の施政方針演説を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 おはようございます。カーテンが半開きになっている状態でありますので、ちょうどいい日差しを感じるわけでありますが、外はまさに春を感じる日差しの強さでございまして、その今日はたまたま昨日、おとといと雨でございました。好天にも恵まれながら、第1回の板倉町定例議会を招集をさせていただきましたところ、全議員にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまも議運の委員長さんからございましたが、2月12日開庁以来、こちらで引っ越しをして仕事を始めたわけでありますが、今日は議場を初めてこうして新しい中で使わせていただきながら、第1回のこういった会議を開催できますこと、まことにありがたく、順調にまた今年1年お世話になる予定でございまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

当町は、防災を視野に入れた庁舎ということでもありますが、何ということはない、この議場でさえ、議員各位のいわゆる配慮をいただいて、ほかの町の議場は大体いわゆる国会型というか、ひな壇ができていて、

もう備えつけで絶対に応用がききません。ほとんど一年中通算で働いている日はほとんどないということでもあろうかと思いますが、そういったことを含め、それも一つの議員様とすれば魅力かもしれません。でもということで、何かあったときには全て町民の避難場所も含め応用性をまさに大きく考えた上での教室型ということで、そういう意味では、こんな単純な質素な見方を一面ではできるわけでもありますが、それはまさにいわゆる使い勝手と応用性を考えた庁舎ということでもありまして、そういう意味では自信を持って中身のよさをPRしてもよろしいかと思えます。

それはそれとして、今議会はいつものとおり、次年度の予算のご審議をいただくわけではありますが、冒頭東日本大震災の随分と長いような月日がたったような気もいたしますし、またついまだの間という感じもいたします中、被災者の皆さんの、また不明者もいらっしゃるということも含め、心情も察するとき、黙祷だけでという気持ちも非常に複雑なものもありますが、また時期が来ましたら、視察などを行いながら、協力できるものは協力をし、また当地域におきましても、そういった災害が起こったときには、真剣に対応するというようなことになるための参考地として勉強もさせていただければというふうに思っております。

そういう意味で、振り返れば7年も8年も先まで振り返る必要もあるわけではありますが、まずは今年の1年間終わろうとしておる、あるいは出発をしようとしておるまず1年間を振り返りますと、日本を取り巻く近隣国との関係が話題に大きく上がった年でありました。第一、何ととっても、日朝間に大きな影響を及ぼす米朝首脳会談が、トランプ、金正恩のトップ会談が行われたことでもあります。当時まだ小1年前であります、事前の予想も難しい中、どこまでいわゆる本質的なもの、核あるいはミサイルの廃棄等に関する話し合いがなされたのか、終わってみても声明の中で読み切れるところはほとんどないと言われた中、その後、両首脳の個人的尊重関係は保たれてきたようでもありますが、ついこの間というか、まだ二、三日、2月28日、金主席は自国へ帰り着かないだろうというまだ今の状況でもありますが、この時期に2度目の会談がベトナムにて開催されました。2日間の交渉は不成立に終わったようではありますが、例えようで、トランプ氏も成功であったとも言っておりますし、いずれにしてもそういった状況の中、今回は前回会談以上の成果が上げられるよう期待をし、あわせて拉致問題の解決に大きく近づくよう安倍首相のトランプを通しての、アメリカ大統領を通しての影響に期待をしたい日本政府の姿勢でもありましたが、期待外れの結果は残念なことでもあります。今後に向かってさらに長い目で見ざるを得ないということであろうと思えますし、遺族の心に思いをはせるとき、いつになったらという思いがまた長い目でということになるわけでもありますので、この問題の自力的解決につきましても、何らかの手探りが続いているのだろうとも思う反面、難しさを大きく感じるところであります。

北朝鮮外交に共同戦線を組み、お互いの協力関係を誇示しながら、大きな譲歩、その最たるものは非核化であります、引き出すことのそういった相互関係であるべき姿がなぜか悪化しているようにしか見えないこここのところの日韓問題で、関係でもあります。竹島、慰安婦あるいは徴用工問題、日本企業の差し押さえの問題、自衛隊のレーザー照射の問題等々、次から次へと関係悪化に見える状況が起こっております。友好関係をぜひ保ちつつ、歴然とそれらの一つ一つには態度をとりながら、歴然とした姿勢で臨むことを政府に期待をしたいというふうに思っております。

日ソ間の北方領土問題におきましても、交渉したたかなロシア側に二島返還論で合意をしてしまうのか、一部安倍首相の一方的へりくだり外交との報道もある中、外交というのは1回来たら、こちらが1回訪れる。

訪れたらもうお返しにという5対5に近いものが外交の基本原則であるというふうに言われておる中、日ソ間は圧倒的に安倍首相がもう通算で20回以上もお邪魔をしているということから、そういう表現がされているということもあるのでしょうけれども、いずれにしてもその成果に大きな期待と、それ以上の不安を抱える多くの国民もいることが事実であります。そういったことでありますので、一連の外交が政治ショーで終わらなければいいとの観測も同じくあるわけでありまして、肝心の北拉致問題も含め、いずれも難問ではありますので、最長内閣として外遊回数は断トツのトップと言われておりまして、その外交力を誇示をするところも踏まえて、具体的成果は寂しいものがあるとの評はある意味では残念でもあるわけでありまして、いよいよ先般拉致問題は私の出番という安倍首相の対北外交のこの意気込みをこの先期待をしたいと思っております。

変わりますが、国内問題では変わらず、全国各地での自然災害の多い年でありました。安全・安心に大きな不安が継続を依然としてずっとしておりますし、またこの先も継続していくのだろうと。なかなか安全・安心を解決するというのは、非常に難しいものでありますので、ずっと継続していくものであろうと思っておりますが、対応あるいは対策に全力を挙げるのは当然であります。しかし、国民の皆さん一人一人が全て自治体任せ、役所任せ、他人任せ、自分の安全は人に頼むというような、そういったことでなく、自分の生命は自分で守るという自助の意識が基本的に大きなものがなければ、最終的には幾ら政策展開をしても何もならないということが、最近国のいわゆる安全保障をつかさどる大もとから、そういった論理が出てきておりまして、その点を最重要問題、課題と捉え、今後いわゆる自分のもの、自分の命は自分で守る、財産も自分で守るというものを徹底的にいわゆるそういった精神政策を進めなければ何にもならないということも含め、全て批判を、命を失ったのも行政のせい、何があったのも全部行政のせいということになりますので、そういう意味ではそういった面を重要と捉え、その辺を中心に進めてまいりたいというふうに思っております。

ハラスメントの問題も、国会議員さんを初め我々首長間でもありましたし、あるいはもちろん県議、町議、全国浦々ありました。それから、団体の代表あるいはコーチ等の指導者等が特にクローズアップをされて、大きな話題にもなりました。また、特に国家公務員、官僚に対する信頼の失墜も現在も問題が続いておるわけですが、ここまで落ちたかと思うほど、次から次へ不祥事が露呈をされております。現在も統計不正に対する追及が国会で行われておりますが、不正の事実は認めても、その目的については、なぜ不正をやってしまったのかということについては、一例ですが、目的は言わない。記憶にない。指示もない。責任もとらない。最後は法的にもぎりぎりでは罪はないとか、罰は受けないというパターンがもう繰り返しこのところつくり上げられているような印象すら強く受けるところでもありまして、教育が全ての大もとであるというようなことを言うわけですが、子供から見た大人像が言いわけと他人へ、あるいはほかへの責任転嫁、最後はみずからの保身はこうやれと勧めているように見えるものばかりでこのところありまして、将来の日本に与える影響は、悪い影響は大きいものがあると言わざるを得ません。

また、別に子供や施設の患者さんに対するDVも含め、そして交通マナーの問題で、あおり運転ですか、あるいは同じようなこと、幅寄せや乱暴運転、いずれも法を無視、自分が中心、キレる。限度がない。そして、最後は暴力が加わるということで、日本もいつの間にかこんな世の中になったのだろうと。経済が豊かになり、文化が豊かになって、世界の先進国と称する日本がいつの間にかこんなふうになってしまったのである

うかというふうと思うのは、ちょっとむなしい気持ちになるのは私だけであるのでしょうか。

そして、国内問題として、長い闘いになっている悲惨な歴史を背負う沖縄の問題、市街地のど真ん中にあるご承知の普天間基地の完全撤去、返還に関する手法の違いだとは思いますが、代替案である辺野古の埋め立てに対して賛成、反対に分かれ、知事選、市長選で、もう今まで繰り返し民意が問われてきたわけであり、今回初めて問題を1つに絞った形での県民投票が行われたのはご承知のとおりでございます。結果として、投票率が50%を超し、埋め立てに反対者が7割を占めることに対する民主国家としての判断が再度というか、もう何回も求められているわけでありますが、ここでさらに大きな形で判断が求められるという状況にはなっているのですが、賛否だけで国防という問題は決められないという国側と、民主国家の象徴としての多数決の原則をどのように扱うのか。全国民あるいは世界からもそういう意味では注目されている状況にあるのかなと思いますが、憲法学者でさえ、意見も割れている状況でありますので、この対応も一致することがないのかもしれませんが、現実として政府の答弁は一致することがないのかもしれませんが推測できるような内容になっておりまして、難しい問題だなど、これも見守りたいと思います。

そういった長い状況の中、まず国の新年度予算案を端的に改めて申し上げさせていただきますと、総額101兆4,571億円、対前年度3兆7,443億円、3.8%の増であります。歳入のうち、国の借入金である公債金は約32兆6,605億円、対前年度マイナス1兆317億円でありました。公債依存度は32.2%であります。平成31年度末の国の公債残高は約897兆円、約900兆円の見込みであり、国の一般会計、税収予算額の約14年分の借金を抱えての新年度の予算だというふうに見受けております。ちなみに、それを同じく国民1人当たりになしますと、1人当たり約713万円、1世帯4人家族として2,852万円の借金を国の借金だけで背負っているということになります。また、その他地方自治体の借金は225兆円と言われており、国、地方を合わせて1,122兆円と言われております。

次に、群馬県の平成31年度当初予算案は7,511億2,000万円、対前年度181億4,000万円、2.5%の増であります。歳入のうち、県の借入金である県債の発行額は1,125億円、基金繰入金は124億円でございます。平成31年度末の県債残高は約1兆2,679億円の見込みであり、県の1年間一般会計、税収予算額の約5年分の借金を抱えての新年度の県の予算であります。ぐんまの未来実現予算とし、人づくり、暮らしづくり、産業活力の向上、社会基盤づくりの3本の柱を基本目標とした施策体系になっております。そういった国、県の予算編成を踏まえまして、当町におきましては以下の状況を鑑み、予算編成を進めたものでございます。

平成28年度に役場等役場新庁舎建設工事に着工し、その財源として積立金からの繰り入れと町債の借入れを行ってきているため、平成21年度から増加を続けていた一般会計の積立金残高は、平成27年度末の37億600万円をピークに、平成29年度末には28億2,026万円と減少し、新庁舎完成後の平成30年度末には20億円台半ばまで減少する見込みであります。

一方、平成23年度から減少を続けていた町債借入金残高も、平成27年度末の37億6,404万円をベースに平成29年度末には39億1,946万円と増加し、同じく今年度末には40億円台半ばまで増加をする見込みでございます。平成29年度は当町の歳入割合の最上位を占める町税については、企業誘致が着実に進んでいることもあり、平成に入って以降、最も高い水準となりましたが、毎年度5,000万円を超える産業施設設置促進奨励金の支出がまだ今後数年間は続いていくことが見込まれており、実際の恩恵は数年先となる予定であります。

また、町税と相反する関係にある地方交付税は、平成に入って以降、最も低い水準となっております。今年

度役場新庁舎建設と広域防災情報伝達システム整備が完了する見込みであります。役場新庁舎の建設に当たり約6億円、広域防災情報伝達システムの整備に当たり、約2億円の借り入れを行う予定であり、これらの借入金については、来年度以降返済していくこととなるため、実際の町の負担増は平成31年度以降になります。さらに、町としては役場旧庁舎、八間樋橋の解体撤去や小学校統合によるスクールバスの運行など控えており、一部事務組合では既に完成した館林厚生病院の耐震建て替えや館林市衛生施設組合のごみ処理3施設の建設に伴う借入金の元金返済の開始や館林地区消防組合消防本部の移転新築の着工に伴う負担金の増加も今後見込まれる状況であります。

以上のような状況から、平成31年度以降は公債費や負担金といった経常経費の自然増が確実であり、従来に増してより一層気を引き締めた財政運営を行っていかねばならない状況にあると思っております。

以上のことを踏まえ、31年度の予算において重点的に検討する事項を私の基本政策と定め計上し、内容によっては他の事業費の圧縮も視野に入れながら、地方創生推進に関する施策の実現に向け、小学校再編に要する予算、小中学校ブロック塀安全対策予算、既存施設の解体撤去に係る、これは再利用の検討も当然含みながら、既存施設の解体撤去関係の予算、それから生活インフラ整備予算、企業、商業誘致の促進予算、これは先ほど言った誘致奨励金等のことも含めてであります。さらには、移住促進住宅分譲推進の予算、産業振興の予算、健康増進、健康寿命延伸に要する予算、公共財産再利用等に関する検討の予算、それから先般休止になりました、まだ一応形上継続しておりますので、これも置かないわけにはいかないということも含め、合併協議に要する予算、そして今年後半に導入が予定されております消費税引き上げとあわせて行われる社会保障の充実に対する関連の予算等々を中心的に予算編成を予測において行ったものであります。

そのほか、当然のことながら、税の収納率の向上、P D C Aサイクル理念のもと、徹底的な効率効果の検討、周辺自治体との大きなサービス格差のないことの検証を随時行いながら、不測時における緊急突発的な必要予算の確保等限られた財源の範囲内での慎重な検討を指示をいたしております。役場庁舎の新築移転が済み、職員全員がこれを機に出直しの改革の意識のもと、外観も中身もすばらしいとの評をいただけるよう全力で頑張ることを一同を代表して町民の皆さんに既にお誓いも申し上げているわけでありますので、そういったものを目的に頑張りながら、天皇のご退位による新元号の年へと進んでまいりたいと思っております。

10日間の議会でございますので、お互い体調に気を使いながら、私どもとしては原案どおりの全議案可決をいただけますようお願いしているところであります。ご協力をお願い申し上げます。全般的な、総論的な施政方針といたします。大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 町長の施政方針演説が終わりました。

---

○諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○青木秀夫議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、諮問第1号及び日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議事を進めさせていただきたいと思います。

諮問第1号、第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦ということでございます。この2件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦に関します案件で関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

まず、諮問第1号でございますが、現在その職にありますが東地区の江田常一氏が来る平成31年6月30日をもって1期3年の任期満了となる予定でございますが、1期3年の任期中その職務を的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦をするものでございます。

次に、諮問第2号でございますが、同じく現在その職にありますが南地区の斎藤雅也氏においても、来る平成31年6月30日、前氏と同日をもって1期3年の任期満了となりますが、1期3年の任期中、同じくその職務も的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して採決することに決定いたしました。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○青木秀夫議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○青木秀夫議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意されました。

---

#### ○議案第1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第6、議案第1号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第1号 板倉町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、民間労働法制において、時間外労働の上限規制等が平成31年4月から導入されることになり、それに合わせて国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとなりました。

板倉町職員においても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、国家公務員の措置を踏まえ、人事院規制改正に準じた対応ができるよう、新たに規則への委任条項を加えるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましては、ただいま申し上げたとおりの内容でございますので、改めての担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○青木秀夫議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第2号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第7、議案第2号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第2号であります。板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、平成31年4月1日に施行されることから、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づいて当該改正基準に従い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学制度が設けられたことを受け、特定の学科又は課程を修めて専門職大学の前期課程を

修了した者を放課後児童支援員の基礎資格を有する者の対象として追加をするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、同じくご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、内容がただいま申し上げたとおりの内容でございますので、改めてさらにの担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○青木秀夫議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第3号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第3号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第3号でございます。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを上程をさせていただきます。

本案につきましては、群馬県と連携して実施している小口資金融資制度について売り上げ減少等の要件を満たした場合の借りかえ制度を継続して実施すべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、平成31年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものでございます。

改正内容につきましては、附則に定める借りかえ融資の申し込み期間をさらに1年延長し、平成32年3月31日までとするものでございます。

以上、内容をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

同じく、担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○青木秀夫議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第4号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第4号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第4号であります。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議ということでございます。

本案につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合、富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町で組織をされておるものでありますが、それと及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、同じく藤岡市、上野村、神流町及び高崎市で組織がされているものでございますが、別表第2の3の項の事務、別表第2の3の項の事務（消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務）の共同処理を平成31年4月1日から開始するための規約の変更でございます。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りをするものであります。

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合あるいは多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務を一部事務組合に入って同じ歩調で行いたいというものであろうと思っております。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

同じく、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○青木秀夫議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第14、議案第9号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、議案第5号から9号までは、ただいま議長のおっしゃられましたとおり、平成30年度各会計の補正予算でございますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、議案第5号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億5,951万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を67億7,522万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、寄附金に895万4,000円、繰越金に1億3,826万6,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金から112万5,000円、国庫支出金から1,256万6,000円、県支出金から877万6,000円、繰入金から2億3,121万6,000円、諸収入から215万3,000円、町債から5,090万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費から5,642万7,000円、民生費から2,222万5,000円、衛生費から1,857万4,000円、農林水産業費から411万2,000円、土木費から1,065万4,000円、消防費から4,331万5,000円、教育費から70万円、公債費から350万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上、平成30年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についての説明でございます。

次に、議案第6号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ653万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,482万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に622万1,000円、諸収入に54万1,000円、繰越金に91万4,000円をそれぞれ追加し、繰入金から114万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に508万1,000円、諸支出金に145万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

続いて、議案第7号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,256万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,324万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に515万7,000円、繰越金に7,740万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、基金積立金に8,670万1,000円を追加し、総務費から120万円、保険給付費から294万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上が平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

次に、議案第8号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてのご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,727万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に92万6,000円、財産収入に1,000円、繰越金に816万1,000円をそれぞれ追加し、県支出金から57万7,000円、繰入金から1,151万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、基金積立金に1,000円を追加し、地域支援事業費から300万円を減額するものでございます。

以上が平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

続いて、議案第9号でございますが、平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算でございますが、第1号になるところであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,695万9,000円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては一般会計繰入金から273万6,000円を減額し、前年度繰越金303万6,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の給料を30万円追加するものでございます。

以上、平成30年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

以上、議案第5号から9号まで一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、原案どおり決定いただければ幸いです。よろしく願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第5号から議案第9号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第9号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○議案第10号 平成31年度板倉町一般会計予算について

議案第11号 平成31年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 平成31年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第13号 平成31年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第14号 平成31年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○青木秀夫議長 日程第15、議案第10号 平成31年度板倉町一般会計予算についてから日程第19、議案第14号 平成31年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続き平成31年度の各会計、一般会計ほか当初予算でございますので、一応一括して説明させていただき、また改めてご検討いただくということをお願いしたいと思います。

それでは、提案の理由を申し上げます。

議案第10号から議案第14号までは、平成31年度各会計の当初予算でございます。

初めに、議案第10号 平成31年度板倉町一般会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成31年度板倉町一般会計予算について提案するものでございます。歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ55億1,700万円と定めております。前年度に対し10億2,800万円、15.7%の減となっております。

歳入予算の内訳といたしましては、町税19億6,357万円、地方譲与税8,800万円、利子割交付金200万円、配当割交付金500万円、株式等譲渡所得割交付金400万円、地方消費税交付金2,800万円、ゴルフ場利用税交付金1,100万円、自動車取得税交付金1,400万円、環境性能割交付金400万円、地方特例交付金3,100万円、地方交付税10億2,000万円、交通安全対策特別交付金160万円、分担金及び負担金1,922万7,000円、使用料及び手数料3,923万円、国庫支出金4億4,867万3,000円、県支出金4億8,785万6,000円、財産収入623万8,000円、寄附金4,000円、繰入金6億1,529万3,000円、繰越金2億円、諸収入6,260万9,000円、町債2億5,570万円となっております。

歳出予算の内訳といたしましては、議会費8,894万2,000円、総務費8億8,927万円、民生費17億4,915万1,000円、衛生費5億905万円、労働費24万8,000円、農林水産業費3億5,129万2,000円、商工費9,106万7,000円、土木費4億6,315万2,000円、消防費2億7,852万9,000円、教育費6億9,340万円、災害復旧費、存目、1,000円でございます。公債費3億8,788万6,000円、諸支出金1万2,000円、予備費1,500万円となっております。

その他、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、平成31年度板倉町一般会計予算についてでございます。

続いて、議案第11号 平成31年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,379万8,000円と定めるものでございまして、前年度対比3.5%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、後期高齢者の増加によ

り、後期高齢者医療保険料と後期高齢者医療連合納付金の増額が見込まれるためでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料 1 億2,209万1,000円、繰入金4,159万9,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費146万5,000円、後期高齢者医療連合納付金 1 億5,923万1,000円でございます。

以上、平成31年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、議案第12号 平成31年度板倉町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,942万2,000円と定めるものでございまして、前年度対比2.8%の減となっております。なお、減額の主な理由につきましては、被保険者数の減少及び高額なC型肝炎新薬利用者の減少が見込まれることによる県支出金と保険給付費の減額によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 4 億6,297万5,000円、県支出金14億7,874万7,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費14億4,275万円、国民健康保険事業費納付金 6 億917万1,000円でございます。

以上、平成31年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

次に、議案第13号、同じく、平成31年度板倉町介護保険特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、平成31年度板倉町介護保険特別会計の当初予算であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億337万8,000円と定めるもので、前年度対比2.1%の増となっております。なお、増額の主な理由につきましては、要介護認定者等の増加に伴います介護サービス利用者増の関係でございます。

まず、歳入の主なものにつきましては、保険料が 3 億155万9,000円、国庫支出金 2 億5,028万8,000円、支払基金交付金 3 億3,093万3,000円、県支出金 1 億8,391万6,000円、繰入金 2 億3,666万9,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費5,440万7,000円、保険給付費11億9,036万7,000円、地域支援事業費5,319万2,000円、予備費500万円でございます。歳出の91.3%は、保険給付費が占めておる状況でございます。

以上が平成31年度板倉町介護保険特別会計予算についてであります。

次に、議案第14号でございます。平成31年度板倉町下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を 1 億9,592万7,000円と定めるもので、前年度対比926万8,000円、5.05%の増となっております。

増額の主な理由につきましては、水質浄化センターの近くに位置する主要マンホールの防食工事費用を管渠維持費に計上したことによるものでございます。工事費の増ということによるものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料に5,910万2,000円、繰入金 1 億2,682万円、繰越金1,000万円を見込み計上いたしております。

施設整備工事の予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債等につきましては、存目程度とし、それぞれ1,000円ずつを計上いたしております。

次に、歳出につきましては、下水道費9,483万8,000円、公債費9,808万9,000円、予備費300万円を計上し

ております。

以上、平成31年度板倉町下水道特別会計予算についてでございます。

以上、議案第10号から取り急ぎ14号まで連続して一括しての説明でございましたが、よろしくお酌み取りの上、ご審議いただき、決定賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

失礼いたします。一般会計の歳入の関係で、地方消費税交付金2億3,800万円を、10分の1低く、2,380万円と申し上げたようでございます。目がチカチカして、そんな間違いを犯したことをおわび申し上げ、訂正をいたします。地方消費税交付金2億3,800万円の収入でございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第10号から議案第14号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第14号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時14分)